

～平成25年度災害時の協力会社の公募について～

< 災害発生時に迅速かつ確実な災害支援活動を行うために >

目的

国土交通省九州技術事務所では、災害発生時に使用する災害対策用機械機器を保有しており、九州地方整備局管内及び他の地方整備局等において、災害が発生した場合の災害支援活動を行っております。

このたび、災害発生時に迅速で的確な災害支援活動が行えるよう建設業者等の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を広く公募し、平成25年度の「災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定」の締結会社を募集することとしました。

記

(主な内容)

- ・九州技術事務所が保有する災害対策用機械機器の運搬、設置、操作、移動、撤収、及び返納等の作業全般

※対象となる災害対策用機械機器は、P-3を参照。

1. 協定締結予定者数

10社程度

2. 公告場所

九州技術事務所 1階掲示板 住所：福岡県久留米市高野1丁目3番1号

3. 公募方法

(1) 技術資料等説明書の交付期間

平成25年2月21日(木)～平成25年3月13日(水)

土曜日、日曜日および祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(2) 技術資料等説明書の交付場所

〒830-8570 福岡県久留米市高野1丁目3番1号

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 2階 施工調査課執務室

(3) 交付方法

手渡しにより交付します。

4. 協定締結参加申請書(技術資料を含む)提出期間

平成25年2月21日(木)～平成25年3月13日(水)

土曜日、日曜日および祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所

技 術 副 所 長 安藤 泰宣 (内線205)

施 工 調 査 課 長 牧野 千代春 (内線381)

施 工 調 査 課 専 門 職 河野 清和 (内線380)

電 話 : 0 9 4 2 - 3 2 - 8 2 4 5 (代表)

別添-1 九州技術事務所が保有する災害対策用機械機器(災害時における災害対策用機械の出動等に関する協定対象分)

用途	機械機器等名	機械番号	登録番号	規 格	緊急指定	必要資格等
災害対策用	対策本部車	08-4931	久留米88 さ6124	車体幅型	有	旧普通I種 中型車は中型車(8t)に限る 中型I種
	情報収集車	08-4932	久留米88 さ6121	4×4D	有	普通I種
	待機支援車	13-1992	久留米800 さ2598	中型、バスタイプ	有	旧普通I種 中型車は中型車(8t)に限る 中型I種
	待機支援車	19-4931	久留米800 さ6771	小型、4×4D	有	普通I種
	照明車	23-1991	久留米800 さ8608	25KVA	有	旧普通I種 中型車は中型車(8t)に限る 中型I種
	照明車	11-1900	久留米800 さ909	25KVAカク装置付	有	旧普通I種 中型車は中型車(8t)に限る 中型I種
	排水ポンプ車	09-4930	久留米88 や1310	20m ³ /min	有	大型I種・玉掛け・小型移動式クレーン運転
	排水ポンプ車	10-4930	久留米88 や1378	20m ³ /min	有	大型I種・玉掛け・小型移動式クレーン運転
	簡易遠隔操縦装置	12-1993		バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	13-062-002		バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	13-062-003		バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	13-1991		ブルドーザ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	13-063-001		クローラダンプ用	—	不整地運搬車
	応急組立橋	06-1991		支間40m 巾員6.5m	—	
	応急組立橋	55-1296		支間30m 巾員3.5m	—	
	応急組立橋送り出し装置	06-1991-1		85t 自走台車	—	
	小型土のう造成機	5-9		自走式 180袋/h	—	
	橋梁点検車	22-1991	久留米800 は644	バケット式	有	大型I種・高所作業車(10m以上)
	作業車	60-4065	久留米11 さ8190	3tR 2.9tC 3人乗(災害用)	なし	旧普通I種 中型車は中型車(8t)に限る 中型I種・玉掛け・小型移動式クレーン運転

公 告

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定の締結

平成25年 2月 21日

国土交通省 九州地方整備局
九州技術事務所長 後田 徹

第1章 基本協定の概要等

1. 基本協定名

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定

2. 基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災計画」及び「九州技術事務所防災計画書」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄区間外において、災害が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的としたものである。

3. 基本協定の内容

本協定の内容は、災害時における災害対策用機械の出動等（以下、「災対機械の出動等」という。）に関する作業とする。ここで、災対機械の出動等とは九州技術事務所が保有する災害対策用機械機器（以下、「災対機械等」という。）の運搬、設置、操作、移動、撤収、及び返納等の作業全般とする。

4. 基本協定の区間

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合にはその限りではない。

5. 災対機械等の対象範囲

基本協定の対象となる九州技術事務所が保有する災対機械等は、技術資料等説明書「別添－1」のとおりとする。

なお、技術資料等説明書は、別途交付する。

6. 基本協定の期間

平成25年 4月 1日（予定）から 平成26年 3月31日 まで

ただし、平成25年4月1日時点で下記 第2章 10. ①及び②のいずれかの競争参加資格認定を受けている場合は4月1日（予定）からとし、申請中の場合は、認定を受けた日以降に協議のうえ決定する。

なお、基本協定の締結日は、平成25年4月1日時点で下記 第2章 10. ①及び②のいずれかの競争参加資格認定を受けている場合は4月1日（予定）からとし、申請中の場合は、認定を受けた日以降に協議のうえ決定する。

7. 基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者は、九州地方整備局管内における次の項目等を技術資料等説明書「別添－2」の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し、協定締結業者を決定する評価方式である。

- ① 工事、業務、役務の提供等における施工実績。ただし、下記②及び③、⑤を除く。
 - ② 災害時等での災対機械等又はそれに類する機械の出動に関する作業（運搬、設置、操作、移動、撤収、返納）の施工実績。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械を言う。
 - ③ 災害時の応急復旧工事又は災害箇所の調査、測量の作業の実績。ただし、上記②の実績を除く。
 - ④ 災害時における上記②又は③に関わる協定締結実績。
 - ⑤ 九州地方整備局が保有する災対機械等又はそれに類する機械の製造、保守点検もしくは修繕の施工実績。
 - ⑥ 派遣作業員数及び資格保有者状況。
 - ⑦ 派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離。
- なお、①～⑤の実績を有しなくても、本公告の応募に参加できる。

8. その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に災対機械等の出動等を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、前項7.の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、災対機械の出動等を行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

当該協定に基づき基本協定締結業者と契約を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直近1年間の完成工事高により掛け金を算出して保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生がなかった場合は、災対機械の出動等を行わないことがあることを付記する。

第2章 参加資格要件

9. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

10. 下記①及び②のいずれかに該当するもの。

①国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における、平成25・26・27年度の「役務の提供等」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者又は申請中若しくは申請予定であること。

②九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の「維持工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格を受けている者又は申請中若しくは申請予定であること。

11. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年1月6日及び平成25年1月7日）による。

- 1 2. 協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 1 3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 1 4. 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在し、派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所に概ね90分で到着できること。
（*「概ね90分で到着できる」とは、一般道の使用による60km以内をいう。）
- 1 5. 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- 1 6. 技術資料等説明書の交付を受けた者であること。

第3章 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

第4章 本協定に関する手続等

17. 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話 代0942-32-8245）

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 施工調査課

担当：専門職 河野 清和（内線380）

18. 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- 18-1 交付期間：平成25年2月21日（木）から平成25年3月13日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- 18-2 交付場所：〒830-8570
福岡県久留米市高野1丁目3番1号
国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 施工調査課執務室
- 18-3 交付方法：手渡しにより交付する。

19. 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限、場所及び方法

- 19-1 提出期間：平成25年2月21日（木）から平成25年3月13日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- 19-2 提出場所：上記第4章18-2に同じ。
- 19-3 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

第5章 その他

20. 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、技術資料等説明書による。
21. その他、詳細は技術資料等説明書による。